

もくじ

ばば こうへい 議員 代表質問・・・ 1
森 下 よしみ 議員 代表質問・・・ 11
他会派の代表質問項目・・・・・・ 19

●京都府議会 2018 年 9 月定例会が 9 月 13 日に開会し、9 月 19 日に日本共産党のばばこうへい議員、森下よしみ議員が代表質問を行いました。代表質問と答弁の概要を紹介します。

9 月定例会 代表質問

ばば こうへい議員（日本共産党 京都市伏見区） 2018 年 9 月 19 日

災害対策の抜本的な前倒しで、府民の命と財産を守れ

【ばばこうへい議員】日本共産党のばばこうへいです。通告に基づき、知事に質問します。

質問に先立ち、議長のお許しを得て一言申し上げます。

9 月 4 日に関西地方を中心に大きな被害をもたらした台風 21 号では、4 府県で 11 名の方が亡くなりました。本府でも 9 月 7 日からの大被害も合わせて 60 名の方が負傷をされ、農業施設や住宅にも多くの被害が出ています。また、9 月 6 日未明に発生した北海道胆振東部地震では、北海道では初めて最大震度 7 を記録し、北海道全域での停電が発生すると共に、多数の土砂崩れが発生し 41 名の方が亡くなられ、液状化などにより深刻な被害が発生しています。亡くなられた方のご冥福をお祈りすると共に、被害に遭われたみなさまに心からお見舞いを申し上げます。

質問に入ります。まず、災害への対策についてです。

今年の夏は、大阪北部地震に始まり、西日本豪雨、台風 20 号、そして先日の台風 21 号と度重なる台風・豪雨など自然災害が府内各地に被害をもたらしました。共産党府会議員団は、災害の発災直後から、地元市町村会議員とともに被災地に入り被害実態調査と被災者の要望をお聞きするとともに、掴んだ実態と要望を知事に対して緊急で申し入れてまいりました。同時に、議員団として災害ボランティアも組織し、私も光永議員と共に宮津市と広島県坂町へ行き、さらに近くで被害の実態を見てまいりました。

連続する災害の被害を現場を見て、要望をお聞きする中で、府政の抜本的な転換が求められていると考えます。そこで、いくつかの点についてお聞きします。

ひとつは、防災対策の抜本的な前倒しです。

西日本豪雨では、記録的な雨によって、想定を超える被害があった一方で、舞鶴市の高野川や伊佐津川のように、ようやく治水対策が着手されたが、完了は約 15 年後となっており、過去 10 年で 3 度目の浸水に住民の中では「いつまでも待てない」と早期の対策を求める署名が集められている地域もあります。

そこで伺います。災害の規模や範囲、頻度が認識を超える状況にあります。そうした中 36%と全国的にも大きく遅れた河川整備率の抜本的な前倒しや、土砂災害対策の推進が求められており、そのためにも予算の抜本的な拡充が必要だと考えますがいかがですか。

二つは、公共事業のあり方を抜本的に見直すことです。

災害が頻発する中で、昨年の補正予算は 100 億、今年度も既に 160 億円規模での追加補正予算が組まれています。一方で、知事は、北陸新幹線の延伸や、山陰新幹線の建設などの促進を選挙で訴えられました。これが事業実施となってくれば莫大な予算の執行が必要となり、その結果事業の推進が財政硬直

につながります。

そこで伺います。北陸新幹線の延伸や山陰新幹線の建設など、莫大な負担が予想される事業から安心安全対策中心の事業への転換が必要だと考えますがいかがですか。また、府民的な議論をする上でも、新幹線の延伸や新設にどれほどの地元負担が見込まれるのか明らかにするべきと考えるがどうか。

三つは、地域全体をどう守るかということです。

福知山市大江町でお話を伺うと、「この5年間で4回の被災、もう続けられない」「今までは、1年に1度の大掃除と思って頑張ってきたが、心が折れそう」など、度重なる被災が地域住民の暮らしに大きな影を落としています。また、この間も商店が水害のたびに一つまた一つと姿を消す中、先日大江町唯一のスーパーが閉店するというニュースを新聞が大きく取り上げました。商工会では「災害によって出店を諦めた話もある」といった話もお聞きます。これらは、度重なる被災が地域そのものの存続に深刻な影響を与えているということではないでしょうか。

そこで伺います。防災対策や災害復旧の支援をする上で、地域そのものをどう守るのかという新たな観点が必要になっています。このため緊急対策として、住民の要望である「排水機場の設置」や「河川の浚渫」を検討するとともに、住民が安全に避難するための計画の見直し、住宅や事業所、商店の修繕や生業支援など、今ある制度の見直しも含めて総合的に検討すべきではないでしょうか。また、中長期的には、21号台風でも各地で発生した倒木対策や山林の整備をどう進めるのかなど、総合的な対策をどうしていくのかを検討しなければならないと考えますが、知事の御所見をお聞かせください。

四つは、土木事務所などの現場職員の体制と、土木事務所の配置についてです。

先日、丹後土木事務所と、中丹西・東の両土木事務所にお話を伺いました。どちらでも、発災時に土木事務所に来られない職員が一定数いることや、管轄する範囲が広いこともあり通行止などの対応に行くと長時間の拘束を余儀なくされることなどの体制問題が共通して出されました。

加えて、丹後土木事務所は、管轄する地域の端にあるため、効率的な対応ができない上に、今回のように京都縦貫道も水戸谷峠も通れなくなると、対応そのものが非常に困難になることなどが出されました。

そこで伺います。この間災害の度に、現場から挙げられるこうした状況を知事はどう認識されていますか。お聞かせください。

同時に、災時の対応の課題などをしっかりと検証し、職員の抜本的増員や、再編統合してきた土木事務所を元に戻すなども含めた検討が必要だと考えますが、知事のご所見をお聞かせください。

観光優先で地域破壊ともいうべき事態。地域負担を軽減し、地域にお金が回る仕組みこそ必要

次に、地域経済振興と観光政策のあり方について伺います。

財務省が9月3日に発表した2107年度の法人企業統計によると、資本金10億円以上の大企業の内部留保が425.8兆円となっていることが明らかになりました。これは、前年度より22.4兆円増、安倍政権発足の12年度から1.28倍増になります。アベノミクスの恩恵を受けた巨大企業が利益をため込んでいるのです。

一方で、地域の経済はどうでしょうか。私はこの間、地元伏見区でお話を伺ってまいりました。大手筋商店街など周辺の商店街でお話をお聞きしても、「小売はどこもダメ」とい悲鳴が上がり、商工会議所や金融機関でも、「小売はどうすればいいのか分からないほど厳しい」「製造業も忙しいが、設備投資などは増えない。先行きが見通せないのではないか」という話です。実際に機械金属加工の現場でお話を聞くと、「仕事は忙しいばかりで単価は上がらず、材料費が上がっていて、利益は上がらない。」との実態が聞かれます。まさに、アベノミクスの実態が全体の底上げにないことを物語っているのではないでしょうか。

国の成長戦略を見ると、「地方創生の切り札は観光」として、観光産業を国の基幹産業にすると位置づけられています。そのお先棒を担いで先導してきたのが京都府です。地域創生戦略でも大きなウエイト

を占めているのが観光、特にインバウンドです。観光入り込み客数を平成31年に9000万人や1億人にしていこうと、そのために地方創生関連予算を取れるものはどんどん取ろうと、既存の事業も組み換えて地方創生交付金を当てるなどしてきました。今後、地方創生の交付金が切れたときどうするのかとお聞きしても、委員会などでは先の見通しは分からないということでした。地方創生の切り札は観光、それを受けて府では地方創生交付金を当て込んで事業を組んできたが、先の見通しは国頼み。格差がここまで拡大している中で、地域経済の主体である地域の中小企業を中心に据えた循環型の支援策の抜本的な強化なしに、一体何が残るのかといわざるを得ません。

知事は、こうした先行きの見えない現状や格差の拡大をどのように考えておられるのか、またその対策はどうされようとしているのかお聞かせください。

同時に、観光の分野でも深刻な事態が広がっています。民泊の急増で地域のコミュニティが崩壊、市バスは観光客でいっぱい普段の生活にも支障がでているなど、この間マスコミで取り上げられている自体だけでも、その例は事欠かないような状況になっています。本来、観光政策も含め地域活性化を進める土台にあるのは、地域住民の暮らしや文化ではないでしょうか。

そこで伺います。こうした地域のキャパシティを超え、地域破壊とも呼べるような事態がある中で、これ以上地域へ負担をかけない対策や、地域の負担を軽減する対策についてどのように考えておられるのか。また、観光の増によって得られるお金が地域へ回る仕組みをどう作っていかれるのかお考えをお聞かせください。

【西脇知事・答弁】 ばば議員のご質問にお答えします。防災対策についてであります。頻発する災害から府民の生命財産を守るため、京都府ではこれまでに府内64河川の河川整備計画を策定し本格的に河川改修などをすすめるとともに、約17000か所の土砂災害警戒区域を指定し、緊急性の高い個所から順次施設整備を進めているところでございます。これらの施設整備に必要となります財源を確保するため、国の補助金などを有効に活用し通常の交付金のほか南部の古川と福知山の弘法川、法川の床上浸水対策の特別緊急事業や谷後川などの災害関連緊急砂防事業などの別枠予算も確保しており、この間の河川、砂防等の予算額はH24年度の約150億円からH30年度の約195億円と約30%の増となっております。引き続き必要な予算を確保しながら河川整備や土砂災害対策を計画的に進めてまいります。

次に北陸新幹線の延伸並びに山陰新幹線についてであります。これらの新幹線は東北、北陸、関西、山陰等をつなぐ日本海国土軸の形成に必要な不可欠な国家プロジェクトであり、大規模災害時における東海道新幹線、山陽新幹線の代替機能も期待されております。7月の豪雨災害においても岡山、広島県内の在来線が大規模に被災し山陽新幹線による代替輸送が実施されるなど災害に対するリダンダンシー効果が改めて確認されたところでございます。北陸新幹線につきましては現在鉄道運輸機構において駅位置やルート公表に向けた調査が実施されており、今後国の詳細計画が固まった段階で事業費や負担の考え方などが示される見込みであります。京都府の負担については従来から与党PT検討委員会や北陸新幹線建設同盟会等の場において受益に応じた負担となるよう求めてきたところであり、引き続き機会あるごとに国に求めてまいりたいと考えております。

次に災害対策の見直しについてであります。近年、大きな災害が頻発している状況にあり、避難が遅れて命を落とす事例が相次いでいることから、豪雨災害については早めの避難をすることが極めて重要であると認識しております。このため、住民避難の計画につきましては危険が迫ってきた場合には助け合って自発的に非難することが望まれることから自治会等に避難行動タイムラインの策定を呼び掛けており、今議会にモデル事業の予算をお願いしているところでございます。また時代に応じて復旧支援の考え方も変化しており、被災住宅に対する支援については国において被災者生活再建支援制度の創設や拡充がなされ、さらに京都府においても上乗せ支援を行う地域再建被災者住宅支援事業の創設や拡充を行っているところでございます。被災者商店に対する支援については、補助金と融資の併用で実施しており、補助制度については連年で被災した場合等の補助率の引き上げなどの見直しを行ってきたところでございます。今後とも国に対して制度の見直しや創設を求めていくとともに、府としても必要に応じて制度の見直し等を行い総合的な対策を進めてまいりたいと考えております。

次に土木事務所の体制についてであります。H16年度の振興局再編において災害対応の中で中心的役割を担う土木事務所は中規模再編とし集約化・拠点化することにより、専門性と機動性を発揮し非常時に職員を集中して動員できる体制としたところです。その上で、丹後土木事務所については距離的な課題を考慮し、京丹后市峰山町の丹後広域振興局に駐在所を設置し現場対応にあたっております。7月豪雨では峰山駐在の増員態勢をとると共に防災協定を締結している地元建設業者の協力も得て通行規制や崩土撤去、河川の応急復旧などを実施しました。さらに災害調査等の応援体制を確保するため本庁や南部の土木事務所から南丹以北の土木事務所に8名の職員を配置するなど体制強化を図っております。近年頻発する災害に対応するため土木事務所の土木技術職員については3年連続した災害前のH24年度と比較して16名増員したところであり、引き続き7月豪雨にかかる災害対応検証結果等もふまえて効果的で効率的な執行体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

次に地域経済振興と観光施策についてであります。京都府ではこれまでからもう一つの京都の推進による地域活性化にとりくみH29年の京都市を除く府域の観光入込客数、観光消費額は5年前のH24年に比べ、それぞれ26.8%増、36.2%増となるなど着実に伸びております。この経済効果は宿泊業や運輸業、飲食業、旅行業だけではなく農林水産業、伝統産業、食品製造業など非常に幅広い産業に波及効果を及ぼすものでございます。さらにMICEの誘致についても新たなビジネスや産業の創造、技術革新を生むきっかけにつながっているところでございます。少子高齢化が進む中で交流人口の増加を定住人口の増加へとつなげるため、観光を入り口に幅広い産業の活性化や地域づくりにつなげるよう努める所存であります。

次に観光と住民生活との調和についてであります。京都の日々の生活の中で育まれてきた生活文化にあこがれて来訪される観光客も多いため、観光と住民生活との調和は観光客と住民の双方にとって重要であることから、すでに6月に観光戦略総合推進本部を立ち上げ京都市の一部に集中しております観光客を分散化し、府域への周遊を図るために取り組んでいるところでございます。すでにDMOが中心となり、地域の方々と連携して、食文化や体験型プログラムの増勢などの取り組みを推進することによりまして、農林水産事業者や商店街など地域にお金が落ちて回る仕組みができており効果も出ているところでありますが、これをさらに進化し地域の活性化に努めてまいります。

【ばば・再質問】 ご答弁をいただきました。防災対策につきましては、やはりこの間の災害被害の状況が変わってきているということを読みますと、土木事務所なんかでは峰山に駐在を置いてあるとかまた効果的な効率的な運用ができるように職員を配置するようなこうした対策もおこなっているというような話もありましたけれども、やはりこうして府域全域が被害を受けるような、こんな被害が起こっている中でどうしていくのかということは考えていかなければいけないのかなと考えます。

一点、再質問させていただきたいと思えます。地域では、度重なる被害、この中で「もう疲れた」との声とともに「心が折れる」というような深刻な声が相次いでいます。このままいきますと地域そのものが維持できないという事態が起こりかねないというふうに私は考えておりまして。こういった意味では防災・減災対策を抜本的に前倒しをしていくと、同時にそれをしっかりと計画の中で位置づけをしていく、今ある計画をしっかりと見直して前倒しの計画へと変えて、それを府民のみなさまにお示していく。これが府民の皆さんの安心感にもつながっていくというふうに考えるんですけれども、その点については、知事がどのように考えているかご答弁をいただきたい。

経済対策につきましては観光を入り口ということでおっしゃるんですけれども、地域の現状はそうはなっていないということでありまして、いままさに私がお示しをしましたように現状というのは、国の経済政策の中で、地域の中では格差がどんどんと広がっていると、消費がどんどんと冷え込んでいるというのが今の実態ではないかというふうに思えます。国民の消費を温める対策が抜本的に必要でありまして、国に対して、労働者賃金の引き上げを求めると同時に、商店や住宅のリフォーム、こうしたものの助成などこうしたものを実施しながら、地域の中で経済循環を生み出すようなこうした対策が必要ではないかなというふうに思えます。この施策についても一度再質問させていただきたいと思えます。

【知事・答弁】 ばば議員の再質問にお答えします。確かに気象が大変荒くなりまして従来よりも災害の範囲が広がるのか厳しくなっているのは事実だと思います。まさに住民がその地に住み続けられるということが地域創生のための肝だと思っておりますので、前倒しも含めまして総合的な防災対策を計画に位置付けると共にそれを府民の皆様にも PR することも非常に重要だと考えておりまして、この点を考慮しながら防災対策に取り組んでまいりたいと思っております。

経済対策につきましては、先ほど申し上げましたように、一つの産業分野だけではなくてそこにきた経済効果を発揮させていく、しかもそれを地域の中でのべきお金が回る仕組みを作っていくというのは、その通りでございます。そうした観点も用いながら観光を入り口になるべく幅広い産業、また幅広い人々に影響を与えるように意を用いてまいりたいと思っております。

頻発する災害から地域社会が維持できるよう不要不急の大型公共事業をやめ、防災・減災対策の予算確保を

【ばば・指摘要望】 再度ご答弁をいただいたんですけれども、防災対策に関していいですと前倒しも含めて計画を持ってやっていると、それはアピールもしていくということでありまして、防災対策を抜本的に前倒ししていくというのは、知事もおっしゃいましたように地域にそのまま住み続けられるかどうかということがかかわっている問題になっているというふうにしかりととらえていただくことが必要だというふうに思いますし、どうやって被害をゼロに近づけていくのか、また今の被害をどう軽減していくのか、これは地域のみなさんが対策を求めているわけでありまして、行政としての本気度がまさに問われているというわけで、計画のアピールもいいですけれども、公共事業のあり方、やっぱり見直していかないと、この間の補正予算の関係をみていましてこれ以上本当に予算をどうして確保していくのか、こういった時にやはり公共事業のあり方そのものを私は見直していかねばいけない。そうした見直しもしながら抜本的な前倒しを強く求めておきたいというふうに思います。

同時に経済政策についてまあ、観光を入り口ということをおっしゃるわけですが、29年5年前から比べると観光入込客数も観光消費額も大きく増えているんだということがいわれるわけですが、こうした明るい光の当たるところばかりが取り上げられて、一方で先ほど紹介しましたような商店の厳しい状況であるとか、製造業の厳しい状況、こうしたものが私は全く感じられないといわなければいけないというふうに思います。観光イベントにどんどんこの間やってきました予算をつぎ込んで、人がたくさん来て大成功というふうな取り上げされてきましたけれども、予算が切れたらどうするんですか、こういう質問をすると全くわからない。そんな馬鹿な話はないわけでありまして、地域の経済循環に真剣に取り組んでいくということがなければ私はいけないというふうに思いますし、その中心にあるのがやはり中小企業の経営、こうしたものを地に据えた経済政策ではないかなと、この点は強く指摘をして求めておきたいと思っております。

当事者である若者を含めたブラックな働き方防止のための組織を

次に、ブラック企業対策と最低賃金の引き上げについてです。

5年に1度実施される就業構造基本調査の2017年の結果が先日公表されました。その結果を見ますと、週60時間以上働く年収250万円未満の正社員は8.7%。300万円以下では16.7%もいることがわかります。同時に、週の労働時間が35時間未満の正社員で、年収が250万未満の労働者が前回調査から約2倍に増えています。こうした状況を見ますと、大企業が空前の利益を上げる一方で、正社員の労働環境ですら決して改善しているとはいえない状況にあります。

更に、正社員以外はどうでしょうか。先日、大手宅配業者の下請けで働く男性の方にお話を伺いました。宅配は、多くの部分を大手の下請けである協力会社や更にその下請けである委託ドライバーが担っており、その現場では1日10時間を超える長時間労働が常態化し、時給にすると600円にも届かないドライバーもいるなど、厳しい状況があるとのことでした。同時に、働き方改革で元請け企業の社員

の労働環境の改善が進められる一方で、配達時間が夜間に指定された荷物が下請けに大量に回されるなど、そのしわ寄せが下請けのドライバーへと向けられている現状も語られました。このため、全ての労働者の労働環境の改善が急がれていると考えます。

2013年に改正された労働契約法や、2015年の労働者派遣法の改正によって、今年、無期雇用への転換や派遣期間の制限などの最初の期限を迎えます。こうした中で、企業が人件費のコスト増につながることを恐れて契約を打ち切ったり、派遣切りを行う危険があるとされ「2018年問題」としてマスコミなどでも取り上げられています。実際に厚生労働省が大手自動車メーカー10社に行なった調査では、労働契約法改正後に多くの企業が有期労働者の無期雇用への転換を阻止するルールを作っていることが明らかになっており、その改善は急務です。

また、労働者の暮らしや権利を無視して企業の利益のために道具のように使い捨てにするブラックな働き方の根絶が、行政にも課せられた大きな課題になっているのではないのでしょうか。

そこで伺います。まず、ブラックな働き方そのものを規制する対策です。

この間、本府は京都市や京都労働局と共に、「ブラックバイト対策協議会」を立ち上げました。しかし、アルバイトだけにとどまらずブラックな働き方に対応するには、行政や関係機関はもちろん、使用者や労働者、若者なども含む幅広い組織が必要だと考えます。知事の御所見をお聞かせください。

同時に、ブラックな働き方の背景に、安い労働力で利益を上げるというビジネスモデルがあります。その背景を断ち切る上で、最低賃金のさらに抜本的な引き上げが必要だと考えます。

そこで伺います。最低賃金の引き上げを図る上で重要なのは、中小企業や小規模事業所への支援を一体的に行うことです。例えば、元請の存在するような業態では、元下関係を適正にするための制度の構築、元請企業などのない小売業やサービス業へは社会保障負担軽減や税の優遇、雇用への支援の充実を図る事が必要と考えますがいかがですか。

全てのアスベスト建材の飛散防止のための対策を

次に、アスベスト対策について伺います。建設現場でのアスベスト暴露により、肺がんや中皮腫などを発症したとして、京都府の元建設労働者や遺族計27人が国と建材メーカーに対して謝罪と損害賠償を求めてきた裁判で、8月31日に大阪高裁が国とメーカーの責任を認め、約3億円の賠償を命じるとともに、一審では認められなかった一人親方への賠償も認める全員勝訴の判決を下しました。国の責任を認める判決は全国で9回目、高裁でも3回目となります。企業の責任が認められたのも、高裁では2回目となります。「屋外だから危険性はない」「どのメーカーのどの建材で被害に遭ったのか証明しろ」などと、必要なマスクの着用を義務付けるなどの必要な対策を怠った国、利益のために危険を知らながら安全とアピールして製造・販売を続けた企業の責任は明確に示しました。

これまでの裁判闘争では、京建労の皆さんが公判ごとに、裁判所へ詰めかけ裁判で闘う原告を励まし、公正な判決を求めて声を上げ続けてこられました。また同時に、全国から大阪高裁へ約30万筆もの「公正判決を求める署名」が寄せられるなど、責任に背を向け続けてきた国や企業に対して、被害者や遺族、それを支える多くの国民の声が司法を動かしてきたものです。国や企業はこの判決を重く受け止めなければなりません。そして、何よりも「命あるうちの解決」を望み、病に蝕まれながら苦しい体をおして公判や街頭など様々な場所で実態を訴え続けてきた原告のうち、16名の方が「悔しい」との言葉を残し既に亡くなっていることを忘れてはなりません。私も、階段を登ることも辛くなった体で、「本当はもっと働きたかった」と話を聞かせてくれた今は亡き原告の方の言葉を忘れることは出来ません。

そこで伺います。知事は今回の判決をどのように受け止めておられるのかお聞かせください。

加えて、これから、アスベスト建材が使われてきた建物の解体がピークを迎えるといわれています。被害者のみなさんは「これ以上被害者を出さないで欲しい」と願っておられます。そのためには、国に対して対策の強化を求めると共に、本府でもレベル3建材も含むすべてのアスベスト含有建材の飛散防止を徹底するための対策を講じていただきたいと考えますがいかがですか。

国民の思いとアジアの平和の流れに逆行する 9 条改憲を許すな

最後に、府民の安心・安全と、北東アジアの平和構築について伺います。

本年 5 月 15 日、交通事故によるドクターヘリ出動のため、宮津与謝消防組合本部が米軍レーダー基地にレーダーの停波要請を行ないましたが、米軍がこれに応じず、負傷者の救急搬送が 17 分間遅れるという重大な事態に地域住民の不安と怒りが広がっています。

そこで伺います。この問題について、わが党井上さとし参議院議員の質問に対し、「米軍は、運用上やむを得ない場合を除き、要請を認める」との答弁がありました。これは、要請があっても停波しないこともあることを認めることとなります。本府としてこうしたことは到底認められないと考えますが、知事の御所見をお聞かせください。

また、前知事は「府民の安心安全が守られない場合は、協力の撤回も辞さない」と述べながら、具体的な手立ては打たれませんでした。西脇知事は少なくとも前知事同様、府民の安心安全が守られなければ協力撤回するという認識なのか、御所見をお聞かせください。

今、北東アジアの情勢は大きなうねりの中にあります。沖縄で始まった辺野古への新基地建設反対のオール沖縄の闘いは、亡くなった翁長前知事の遺言にもあるように、県民の心がひとつとなり、大きな力を生み出しています。現在闘われている沖縄県知事選挙でも、自民公明などが推薦する候補者が新基地建設をまともに語ろうとしない一方、世論調査では「基地問題」が最大の争点、新基地建設反対が約 7 割など、県民の思いは確固たるものとなりつつあります。こうした背景の一つには、北東アジアの情勢の激動があるのではないのでしょうか。先日 3 回目となった南北首脳会談、米朝首脳会談で、朝鮮戦争の終結、朝鮮半島の非核化などが真剣に議論され、一歩ずつ歩みを始めています。こうした平和の動きが、基地のない平和な沖縄や日本を実現する条件として現実に目の前に広がりつつあります。

この流れは、多くの国民が望むもので、更に前へと進めていく努力こそ求められています。しかし、安倍首相は、次期国会に憲法 9 条の改憲案を提案することを目指すとされています。これは、北東アジアの平和の流れとも、平和を望む多くの国民世論とも相容れないと考えます。そこで伺います。知事は憲法 9 条をどのように考えておられるのか、御所見をお聞かせください。

【知事・答弁】 いわゆる、ブラック企業、ブラックバイトについてであります。京都では、労働者団体、経営者団体、行政による京都労働経済活力会議におきまして、ブラック企業、ブラックバイトは法令違反であるとの共通認識のもとに、全国に先駆け京都ブラックバイト対策協議会を作り、労働関係法、年金、保険、困ったときの相談窓口など、基本的な知識を身に付ける大学や高校での出前講座、大学生へのアンケート調査などに取り組んでおります。

加えて、京都府では労働環境改善のための人的・財政的支援のほか、本年 4 月にはブラックバイト相談窓口を設置し、7 月には府内 45 大学と就職支援協定を結び、労働環境に関するニーズを把握する体制を強化したところであり、引き続き地道な幅広い活動を展開してまいります。

最低賃金の引上げについては京都地方最低賃金審議会の答申を受け、国において決められるものであります。京都府としては、中小企業が賃金のアップに対応できるよう設備投資支援による生産性向上など経営力強化に取り組んでおり、労働局や京都市とともに経済団体に賃金引上げを要請しているところでございます。また、下請けに関する取り組みとしては国では下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用、京都府でも京都産業 21 に下請け駆け込み寺を設け広く相談等に対応するとともに、国とも連携し発注企業に対し下請け取引の適正化を要請しております。なお、事業承継税制や所得拡大促進税制など税や社会保障に係る軽減措置につきましては社会全体の仕組みとして国において議論される必要があると思っています。今後とも違法行為に関しては国とも連携して厳しく対応するとともに誰もが安心して働けるよう雇用環境づくりに積極的に取り組んでまいります。

次にアスベスト対策についてであります。京都のアスベスト訴訟の大阪高裁判決では、報道によりますと、1970 年代初めには石綿を含む建材を使うことで建設作業員に肺がんなどが発症することを国と建材メーカーは予見できたと指摘し、建設労働者の健康被害に関して国と建材メーカーの責任を認めると

ともに、いわゆる一人親方についても賠償の対象に加える内容の判決だと理解しております。今回の訴訟は国及び原告の双方が上告をされておりますので、司法の場において最終的な判断がなされるものと認識しております。

次にアスベスト規制についてであります。飛散性が低く、法対象でないレベル3建材の解体工事につきましては国の対策マニュアルを周知する等、適正解体を指導してきたところでございます。アスベスト対策は問題の性質から国が責任を持って規制することで効果的かつ効率的に対策が行えると考えており、京都府としても全国知事会を通じて国に対策の強化を働きかけているところでございます。現在、環境省では平成26年改正からまもなく5年となることを見据え、石綿の飛散防止対策の更なる強化のための検討を行うとともに、制度改正に合わせてマニュアルを整備するため対策マニュアル等の改訂に向けた検討を行うほか、レベル3建材の除去時のマニュアルの作成が検討されているところでございます。京都府としてはこのような国における検討状況を踏まえて十分な対策を実施してまいりたいと考えております。

次に経ヶ岬米軍レーダー基地についてであります。まず消防機関からの停波要請への米軍の対応については防衛省の見解を質したところ、7月21日に閣議決定されました質問主意書への答弁書において、停波要請を受けた際には米軍はわが国の公共安全に妥当な考慮を払って適切に対応するものと答弁している通りであり、それに尽きるとの回答でありました。現に、去る8月28日に開催されました安全安心対策連絡会において住民代表が防衛省に対して見解を質した際も同様の回答でありました。したがって、京都府としては従来の見解に変更があったとは考えておらず、また議員ご指摘の答弁についても承知をしていないため、その点についてコメントを差し控えたいと思います。

その上で申し上げます米軍及び関係機関による会議において消防と米軍相互の意思疎通が円滑に行われなかったことが今般の事案の原因と確認されたことを踏まえ、再発防止策として相互に相手の発言を確認するなど円滑な意思疎通を図るためマニュアルの見直しを進めているところでございます。また、私が強く求めてきた米軍及び関係者が一堂に会した訓練、研修の実施のほか、抜本的対策としての飛行制限空域外への代替ヘリポートの整備について防衛省において対応をする方向と確認をしております。これらの取り組みを通じ、住民の安心安全を確保してまいります。なお、昨日もドクターヘリ搬送事案がありましたが消防機関からの停波要請に応じて円滑に停波がなされたところでございます。

X バンドレーダーの設置につきましては安全保障に責任を持つ国における国防上の必要性から配備されたものでありますが、京都府としては府民の安心安全を守る立場から安心安全に関する事項がきっちり履行されるよう、問題が生じた場合は速やかに厳しく対応を求めてきており、山田前知事と私とでこのスタンスに一切変わりはありません。

次に憲法9条改正についてであります。憲法改正は国会が発議し国民投票において過半数の賛成を必要とするものであり、そのあるべき姿を議論することは憲法において規定されているところでございます。憲法改正を議論するにあたっては国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を維持した上でそれをどのように守っていくかという観点から国会を中心に国民の間で真摯に幅広く議論されるものと考えております。9条におきましても平和主義の理念を尊重し国民の間で真摯な議論が行われるよう国民に対する丁寧な説明をお願いしたいと思っております。

【ばば・再質問】いくつか再質問をさせていただきたいと思っております。雇用の問題、ブラックな働き方については、これからも、様々やってきた対策、これも含めてしっかりとやっていくというお話があったわけですが、残念ながら今の現状というのはブラックと呼ばれる働き方に対して、現状に見合った対策が打たれているとは到底いえない状況にあると私は考えています。それが打たれているのであれば、こんな問題は起こらないわけでありまして、この間本府で取り組んできた、先ほどもご紹介がありました対策が打たれているといわれています。例えば企業への社労士の派遣などを行ってブラックにならないような対策をしていくんだということがあったわけですが、問題の解決には残念ながら届いていない。だからこそ、当事者も入れて労働局などとも連携を取りながら、新しい組織を立ち上げる。同時にその中で、バイトだけでなくブラックな働き方全体を調査していくことや、また問題のある企業に是正の申し入れをするなど、いろんなことが考えられると思っておりますけれども、何

が出来るか検討を始めるべきと考えますけれども、この点について再度答弁をいただきたい。

アスベストについては指摘をしておきたいと思えますけれども、知事からもありましたように、先日、国も企業に続いて上告したことが報道されました。裁判でも何度となく国の責任が認定されて、しかも「生きているうちに謝罪と救済を」求める。こうした原告の皆さんが志半ばでどんどん亡くなっている。ここに至ってなお、私は上告するなど、断じて許すことができないといわなければならないと思っております。京都府議会でも、2015年12月議会で「建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書」が全会一致で採択され、府下の多くの自治体でも採択を同じようにされています。本府としても、国に対してあらゆる機会を通じて、早期の解決・救済、これを強く求めていただきたい。求めておきたいと思えます。

平和の問題、憲法の問題につきまして、まずはレーダー基地の問題ですけれども国防上必要なものだという事で国に対して様々な問題がおきたときには速やかに対応してきたということでもありますけれども、だったらなぜ地域の住民の皆さんがあれだけ怒っているのかというわけでありまして、地域住民の皆さんの安心は全く守られていないじゃないかというのが地域の皆さんの実際の声ではないかというふうに思えます。

府民の安心安全第一というこの立場は一切変わらないということでありましたけれども、だったら、この間約束がごとごとく反故にされ、今度のレーダー停波問題が住民の怒りに追い打ちをかけているという状況にあります。こうした中で、そうした答弁は承知をしていないということでありましたけれども、だったら国に対してどういうことなのか、ということも含めて、やはり私はしっかりとやるべきだし、早急に国に対して基地の撤去を求めるべきと考える、この点について再度答弁をいただきたい。

憲法の問題については、国の中で議論され決めていくべきと、これは当たり前なことなんですけれども、ところが今進められようとしているのは首相が憲法を変えるんだというふうなことを言い出していて、しかもそれは国民の世論ともアジアの平和の流れとも全く相いれない状況ではないかということ指摘しているわけでありまして。知事は今の状況をどう見ておられるのか。もう一度答弁をいただきたいと思えます。

【知事・答弁】 ばば議員の再質問にお答えをいたします。まず、ブラックバイト対策でございますけれども、先ほども答弁をしましたようにブラックバイトが法令違反であるという共通認識を持っております。場合によってはそういう観点からの対応も必要だと思いますが、まずは関係者が集まりましてブラックバイト協議会を作りましたのでこの協議会を核といたしまして仰るようないろんな対策を打っていかねばならないと思えますけれども、どういう対策が有効なのかも含めこの協議会の中できちっと検討をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、経ヶ岬の米軍レーダー基地についてのご質問がございました。府民の安心安全を守る、このスタンスに私としては一切変わりはない。ただ、それぞれ起こる課題につきましては個別具体の課題が起こっておりますので、その課題一つ一つに住民の方が安心安全を感じていただけるようにしていくのが一番重要だというふうに思っております。今回の停波要請がなされたときに停波されなかった問題につきましては、先ほども答弁いたしましたけれども私も直ちに防衛省の方に見解を質したところ、7月27日に閣議決定をされました質問主意書の答弁書の答弁の通り、それに尽きるということでございましたし、また地元で開催されました安心安全対策連絡会におきましても同様の回答でございましたので我々としては従来の見解に変更があったとは考えておりません。これからも府民の安心安全が脅かされる状況があればただちに厳しく対応をしまいたいと思っております。

憲法の改正の問題につきましては先ほど申し上げましたように、ご紹介のありました議論、いろいろあると思えますけれども、だからこそ私が先ほど申し上げましたように国会を中心に国民の間で真摯にしかも幅広く議論されることが必要だというふうに考えておりますのでそうした真摯な議論が行われるように国民に対する丁寧な説明が必要だというふうに思っております。

【ばば・指摘要望】 再答弁をいただきました。ブラックな働き方への対策ですけれども、終始ブラック

バイトについてはという話をされているわけでありまして、やはりブラックな働き方全般をどう捉えていくのか、どうそれを改善していくのかということが今求められているというふうに思いますし、現状でいえばどこにもないというのが実態で、こうした中でこの問題が大きく広がっているということを改めて認識していただく必要があるというふうに思いますし、ブラックバイト対策協議会の中だけではなく、当事者である若者や労働者も入れながら一体どういった対策を打てるのか、どういった対策が求められているのかということをやっぱり議論していく、こういったことを検討していくという姿勢が私は必要ではないかなというふうに思いますし、この点については強く指摘をしておきたいというふうに思います。

平和の問題ですけれども、国民の中で幅広く議論をしていただきたいという話がありましたけれども、現状でいいますと様々な理屈付けて首相としては改憲を何としてもやりたいというのが私たちの目に映っている姿でありまして、その実態というのは武力行使に道を開くものだということを多くの国民が見ている。だからこそ国民はここに対して戦争に繋がる「いつかきた道」ではないかと疑念と不安を持っているというわけでありますから。国民の中で十分に幅広く議論していただきたいということだけではなくて、今進められているやり方そのものが、多くの国民が望む平和やアジアの中での平和に逆行しているものだと、この立場できっぱりと反対をしていただきたいというふうに思います。

わが党は、こうした暴走政治に、思いを同じくする野党や市民のみなさんとの共同・共闘を大いに広げ、対決する決意を申し上げて質問を終わりたいと思います。ご静聴ありがとうございました。

【森下よしみ議員】日本共産党の森下よしみです。日本共産党府会議員団を代表して、「安心して住み続けることの出来るまちづくり」の観点から、3つのテーマで質問をいたします。知事並びに教育長におきましては前向きなご答弁をお願いします。

大阪北部地震、西日本豪雨災害、台風21号一連続する災害被災者への支援拡大を

災害対策について質問します。

6月に大阪北部地震、7月には西日本豪雨災害、そして9月に入って台風21号とどれも皆今日までに経験したことの無い大きな災害を全国的にも、京都にももたらし、台風21号の被害が、次々に明らかになって来ています。さらに9月6日には北海道厚真（あつま）町で震度7を記録したのをはじめ大規模な地震が起き、この災害で亡くなられた方々にはご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様にお見舞い申を申し上げます。国と各自治体には、被災者に寄り添った支援を望むところです。

質問に入ります。6月18日大阪北部地震では、八幡市では震度5強という経験したことの無い被害を受けました。2117件の罹災証明申請がだされ、8月31日現在で、半壊が5件、一部損壊が1919件と判定されました。一部損壊の内容は、屋根の損壊、壁に亀裂が入り、早急に修繕しないと雨もりがするなど、被災者にとって深刻な事態となりました。一般住宅をはじめ文化財、学校、府営住宅、市営住宅にも被害が及びました。

しかし深刻なのは、9月4日の台風21号によって被害がさらに広がったということです。せっかく屋根を修理したところがまた、瓦が飛ぶなどの被害を受け、そして修理が終わっていないところでは、ブルーシートが飛んだために破損が広がっています。そして改修工事が、順番待ちで2〜3ヶ月先になると言うところも出ています。

今回の大阪北部地震で災害救助法並びに被災者生活再建支援法が、大阪府では12市1町に適用されました。高槻市や枚方市の大阪北部圏域には適用されましたが、枚方市とほぼ同様の被害を受けている八幡市には、災害救助法が適用されませんでした。災害救助法の適用は、知事が、市町村からの情報収集等により適用の可能性を検討することとなっています。「多数の者が生命または身体に危害を受け、または受ける恐れが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合。」とあります。そこでもかかっています。

災害救助法の適用では、隣接都道府県と同様の被害が生じている場合、都道府県単位でなく広域的な観点から柔軟な適用が求められています。また、被災者生活再建支援法の適用要件についても、一部損壊の被害者等も支給対象とするなどの拡充が必要と考えます。これらを国に働きかけると同時に、京都府の地域再建被災者住宅支援事業についても適用要件の緩和、支給対象の拡充が必要と考えますがどうでしょうか。

つぎに、今回の地震による被害者に対する支援を、本府は我が党議員団からの申し入れを受け、住宅耐震改修助成制度適用基準を緩和し支援する方針を打ち出しました。八幡市ではこの事業開始に時間がかかりましたが、多くの市民から申し込みが殺到しました。8月末現在で耐震診断60件、簡易耐震改修（30万円を限度とするもの）72件、（40万円を限度とするもの）が11件の補助を認定しています。

しかし「住宅耐震改修」という枠の中で考えることから、全面的に軽量瓦屋根に吹き替えることなどが条件で、一部改修は適用されないなど課題が生じています。助成制度からはずれ、修繕費に100万円から200万円以上の見積もりが出て、どうしようかと途方に暮れておられる市民の声も沢山聞きました。さらに、その後の豪雨災害や台風などの影響もあり、すでに借家に転居された家も出てきています。そこでおたずねします。

大阪北部地震の際に、住宅耐震改修助成制度を拡充しましたが、支援対象は耐震化を伴うものに限られ、対象となる災害も限定されています。先日発生した台風 21 号などの被害にも対応できるよう、運用の拡大をはかる必要があると考えますがどうでしょうか。

つぎに、地震でブロック塀が倒壊し、小学生が下敷きになって亡くなったという痛ましい事故がおきたことで、ブロック塀の補強・撤去や安全対策が問題になっています。本府においても対策が完了していない小・中・高等学校、特別支援学校などが多く、本府は、全国平均と比較しても対策が遅れていることが明らかになっています。保育園や幼稚園も含め、公立・私立を問わず早急な対策が必要です。今議会で補正予算が提案されましたが、予算執行を前倒して支援を講じるべきと考えますがどうでしょうか。

また、空き地・空き家の危険なブロック塀は、地域住民の大きな不安になっています。市町村でも苦勞されているところですが、府として支援策が必要と考えますがどうでしょうか。

高齢者の願いにこたえた介護保険サービス、地域体制の充実を

保険料、利用料などの自己負担軽減への支援拡大を

つぎに、社会保障としての介護の問題についておたずねします。

わが党議員団は、今年 6 月から 9 月の期間、各地域で高齢者の暮らしの実情などを直接お聞きする実態調査をおこなっています。その中で、「国民健康保険料・介護保険料の負担について」の設問に対して、「(保険料が) 重くて大変」と回答された人は、「少なくともこれ以上引き上げないでほしい」という声が多数出されています。暮らし向きは「苦しくなった」という人が多く、共通して医療費、国保料、介護保険料の負担の重さ、年金の少なさに対して不満と、今後の生活に不安を感じている。という声が上がっています。

ある 92 歳の男性は、元気な頃には地域で老人会の役員をしたり、奥さんは、民謡同好会の仲間と一緒に「介護が必要になったときには地元の老人ホームでお世話になりたい」とボランティアで慰問する活動をされていました。ところが、奥さんがパーキンソン病を発病し、要介護 3 と認定され、施設入所を希望したとき、近くの特別養護老人ホームは待機者がいっぱい入れない。さらにご自分が脳梗塞で倒れた時救急車で運ばれた病院は、30 分以上もかかる遠く離れたまちであった。と不安や不便さを訴えられました。「長年住み慣れたまちで老後を安心して暮らしたい。」と言う希望がたたれているのです。こういう話は各地にあります。

・ 75 歳男性のお話では、奥さんが昨年 12 月に緊急入院、現在は老健施設に入所中であるけれど、3 ヶ月で施設を転々とさせられている。介護保険を利用しての在宅生活はとても無理だと言われている。精神的に参っている。と介護疲れを訴えられています。

60 代の女性は、89 歳の母親と病気の夫と同居で暮らし、ダブルケアの状況で、年金は 5～6 万円しかなく、パートもしている。医療費負担も重く、経済的にも大変苦しいと訴えられました。

やっとの思いで身を寄せ合って生きている家族にとって、介護保険料は払っていても、必要になったとき利用料の負担が厳しくて利用を控えているという人も決して少なくありませんでした。

安倍政権は、8 月 1 日から、高齢者の医療・介護サービスを利用した際の自己負担を一部引き上げました。介護保険ではサービス利用者の原則 1 割の自己負担割合を、「現役並み」の収入があるとされる 65 歳以上の人については 2 割から 3 割に引き上げました。さらに 3 割負担の利用者のうち、保険料が払えず 2 年以上滞納した人については、4 割に利用負担を引き上げるなどの罰則も強化されました。全くひどい仕打ちです。

そして、介護保険料が年々上がることで滞納者が増加しています。厚生労働省の調査では、2016 年度に保険料の滞納によって差し押さえの処分を受けた 65 歳以上的人是、前年度から 2 割も増加し、過去最高の 1 万 6161 人と報告しています。京都府内では、2016 年度滞納者は 14,336 人で、差し押さえ処分を受けた人が、322 人という異常な事態です。

知事はこれらの実態をどう受け止めておられますか。

引き上げられてきた介護保険の負担割合を元に戻すとともに、低所得者に対する保険料・利用料の負担軽減対策を真剣に考えるべきではありませんか。国による恒久的な対策を求めると同時に、府として低所得者への助成制度を検討すべきとかがえませんがいかがですか。お答えください。

さらに、安倍政権は、保険料負担増の一方でサービス給付内容の削減を次々進めてきました。現在無料で行っている「ケアプラン」作成を有料化しようとしています。これは新たに介護保険を利用しようとする人への大きなハードルとなります。

すでに要支援1・2の人の訪問・通所介護については介護給付の対象外にされ、市町村の「総合事業」に丸投げされました。今度は要介護1・2の生活援助までも介護保険から外し、「総合事業」に移すことが狙われています。今後介護保険の利用抑制や「軽度者切り捨て」がすすめられ、必要なサービスが利用できなくなれば、早期に適切な支援が受けられなくなって逆に「重症化」を招く事態となり、利用者と家族にさらに大きなしわ寄せがいくこととなります。

私は地元の地域包括支援センターでお話を聞きました。地域包括支援センターでは、介護保険から外れた人、要支援と認定された人、要介護認定を受けていてもサービスを利用していない人などから、地域の高齢者のさまざまな相談にのっておられますが、要介護と認定され、「負担が重いため、介護サービスを受けない。」というケースもあり、厳しい現場の実態をお聞きました。

そこどうかがあります。

介護保険の新総合事業導入によって、必要なサービスの切り捨てが行われないように、国に求めるべきと考えますがどうでしょうか。また、京都府として地域包括支援センターへの支援を強化し、在宅医療・看護・介護の体制強化をはかるべきと考えますが、いかがですか。

まずは、ここまでのご答弁をお願いします。

【西脇知事・答弁】 森下議員のご質問にお答えします。被災者生活再建支援についてでございます。災害救助法につきましては被災地域の実情を把握している都道府県知事にその判断が委ねられているものでございます。7月豪雨災害におきましても住家被害が生じた世帯数にかかわらず、柔軟に適用いたしました。一方被災者生活再建支援法につきましてはその基準が住家が全壊した世帯数と明確に数値化されていることから、現行の運用では同一の災害による運用でも適用される地域と適用されない地域が存在するなど、不均衡が生じております。

このため同一災害の被災者が等しく支援を受けられるとともに、支給対象についても半壊、一部損壊や床上浸水も支援対象とするよう、全国知事会や関西広域連合とも連携し、繰り返し国に要望しているところでございます。

一方京都府の地域再建被災者住宅等支援事業は、他府県で支援法が適用された場合、府内で支援法の適用基準の概ね3分の1以上の被害が発生した災害も対象とし、半壊、一部損壊や床上浸水にも適用するなど、国制度を補完する全国トップレベルの制度となっているところであり、引き続き市町村とも連携し、被災者が速やかに生活再建できるように取り組んでまいりたいと考えています。

また木造住宅の耐震改修助成制度については、地震による建築物の倒壊等の被害から府民の生命、財産を守るため住宅の耐震性を向上することを目的とした制度であります。

この制度について大阪府北部地震の被災をふまえ、昭和56年以降に建築された耐震性が一定確保された住宅においても、地震により現実に被災した建築物については助成の対象となるよう要件を緩和したところでございます。これは今もなお耐震性が不足する木造住宅が多数存在する現状をふまえ、まず旧耐震の耐震向上を早急に進めることが本来の事業目的であることから、大阪府北部地震の被災住宅に限定して緩和することとしたものであります。

今回の台風による被害を受けた住宅につきましても、昭和56年以前の木造住宅につきましては修繕に合わせて耐震化に取り組まれる場合には、既存の耐震改修や簡易改修等の助成制度が利用できることから市町村とともに府民への周知に努めてまいりたいと考えています。

次に空地空家等のブロック塀の安全対策についてでございます。大阪府北部地震の痛ましいブロック

塀倒壊事故をふまえ、全国知事会や関西広域連合から国に制度創設を求めてきたところ、ブロック塀の撤去については防災安全交付金事業として補助可能との考え方が示されたことから、京都府においても撤去費用の一部を助成する制度を創設することとし、今議会に必要な補正予算をお願いしているところでございます。

京都市や宇治市とともに各土木事務所に設置したブロック塀の相談窓口では、相談件数が1400件を超えるなど府民の関心は高く、今後とも市町村とも連携し早急にブロック塀の安全対策を進めてまいりたいと考えております。

次に介護保険制度についてであります。高齢化がかつてないほどのスピードで進行し、2025年に団塊の世代が後期高齢者になったあとも、介護を要する高齢者はますます増加すると予測されています。こうした中で介護保険制度を将来にわたってしっかりと維持していくことが重要であると考えております。介護保険のサービス利用料については費用負担の公平化の観点から全国一律の制度として被保険者の所得の応じた設定をした上で、所得段階の最も低い段階の方々の保険料を別枠で軽減しており、今後消費税率引き上げの際にさらなる負担軽減の拡大が予定されています。

加えて京都府では国が設定した9段階にかかわらず、所得に応じたさらなる多段化を促進し、低所得者の保険料の軽減がなされるよう、市町村に働きかけております。京都府では毎年300億円以上負担して制度を支えるとともに、公費負担割合の引き上げや低所得者対策の充実など抜本的な対策を講じるよう国に対して繰り返し要望しているところでございます。

次に新総合事業についてであります。新総合事業はさらなる高齢化が進む中で高齢者の生活を支えていくため、全国一律の予防給付から地域の実情に応じて工夫ができる市町村事業に移行し、サービスの多様化をはかるものでございます。これまでから国に対しては移行によるサービスの低下や地域格差が生じることのないよう必要な財政措置と新たな担い手育成への支援を要望しており、現在すべての市町村において事業が実施されているところでございます。

市町村が設置する地域包括支援センターについては、高齢者の医療、介護、福祉の要となる機関であることから京都府独自に基幹型のセンターの立ち上げにあたって財政支援をおこなうとともに、センター職員に対する研修会を開催しております。さらに関係団体と連携して設置した地域包括ケア推進機構では在宅療養コーディネーターの育成をはじめ、在宅医療、介護のいっそうの連携をはかるなど京都府独自に地域包括ケアの充実に取り組んでおります。今後も誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう市町村や医療、介護、福祉などの関係機関と連携し介護保険制度の円滑な運営にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

【教育長・答弁】森下議員のご質問にお答えします。本年6月18日に発生いたしました大阪府北部を震源とする地震により大阪府内の小学校のブロック塀が倒壊し、通学途中であった女子児童が塀に挟まれ、亡くなるという痛ましい事故が発生いたしました。あらためて哀悼の意を表します。

事故発生後文部科学省からの通知を受け、府内の各学校設置者においてはブロック塀等の安全点検および応急対策を講じるとともに、緊急度に応じてブロック塀等の撤去、安全な塀の再設置といった対策が進められております。

府立学校につきましてはブロック塀の設置されている周辺の状況や、劣化状況、法令への適合状況など総合的に勘案し優先順位をつけて改修を進めていくこととし、すでに緊急度の高い府立高校2校のブロック塀については既決予算を活用し撤去が完了しております。

残りの箇所につきましても、順次改修が可能となるよう今議会に必要な経費の予算化をお願いしているところでございます。

また小中学校のブロック塀対策につきましては、国の学校施設環境改善交付等の活用が可能であることをふまえ、改修事業の促進をはかるため連日国への緊急要望をおこなったところでありますが、引き続き平成30年度の補正予算等を含め早期に十分な予算を確保できますよう国に対して働きかけてまいりたいと考えております。

【森下・再質問】 ご答弁いただきました。災害対策について再質問をします。

近隣府県で災害救助法が適用されている。そして同様の被害が生じている時、京都府の被災者生活再建支援法を適用できるようぜひ検討していただきたいと思います。これが適用出来れば、一部損壊、先ほど紹介されましたように床上浸水で被災住宅の解体経費や住宅再建経費に50万円の支援ができるのです。

地震、豪雨、台風とこれだけ被害が出ているのですから、京都府としても被災者住宅再建のための支援制度をなおいっそう拡充するべきではありませんか。国への働きかけを強めるとおっしゃいましたが、府の制度としての拡充は知事の決断にかかっていると思いますがどうでしょうか。

介護保険について再質問します。

高齢者の介護サービス利用をはばむハードルとなっているのが自己負担の重さです。低所得者の利用料を減額・免除する制度をつくり、経済的な理由で介護を受けられない人をなくすべきです。介護保険料は一方的に年金から引き落とされ、わずかな年金でやっと暮らしておられる高齢者に、介護サービスは我慢してくださいと言うのでしょうか。現状は、どんどん厳しくなっています。本当に持続可能な制度とするには、公費負担の割合を大幅に増やすことです。国へ強く働きかける同時に、府の独自制度として保険料・利用料の負担軽減策を真剣に考える必要があると思いますがいかがですか。

【知事・答弁】 森下議員の再質問にお答えします。まず災害救助法につきましては、これは大規模な災害が発生した時に速やかに避難所を設置できるとか、そういう仕組みでございまして、これは知事に判断が委ねられている部分が多いものでございまして、私も7月豪雨ではあの災害救助法の適用をしたところでございます。

一方の被災者生活再建支援法につきましてはこれはももとの基準が数値化等明確になっているものでございますから、私の判断で出来ないということでございまして、全体として制度をより適応しやすいようにして欲しいということはお願ひしておりますけれども、私の方の判断で適応できないということで、まあそういうことでございますけれども、適応された場合については、府独自の拡充ということによりまして手厚くしているものでございまして、引き続き国に対して要望してまいりたいと考えております。

それから高齢者の方の介護保険の自己負担についてのご質問がございました。かつて経験したことのないスピードで進む高齢化の中で介護保険制度をどうやってしっかりと維持していくのかということは、これは我々みんなに課せられた課題だと考えております。

そのなかで所得の割合に応じて介護保険料等決めているわけでございますけれども、おっしゃるように国に対しましては、引き続き公費負担割合の引き上げ等を強く要請してまいりたいと思いますが、全体としてどうやってこの高齢化社会を介護保険制度を維持しながら乗り切っていくのかということが極めて重要な課題ということを認識しております。

【森下・指摘要望】 答弁いただきましたが、地震・豪雨・台風と次々に、かつてない規模の災害に逢い、日常の暮らしが突然奪われ、生活基盤も壊された被災者の抱える苦難は、どこも共通しています。被災者の願いに応え、希望が持てる支援と対策を従来のか枠にとどまらず抜本的に強めることを強く求めます。介護保険について、「給付適正化」の名を借りて、国と自治体がすすめている介護サービスの利用抑制は、やめるべきです。そして低所得者への負担軽減を真剣に取り組んでいただきたいと求めておきたいと思ひます。

地域包括支援センターの体制強化の問題では、高齢者の身近な相談相手・専門家としてのケアマネジャーの育成をすすめ、介護報酬での評価や研修の保障などが必要です。京都府としても力を入れていただきますよう要望します。

地下水汚染・土壌汚染の原因を明らかにせよ

新名神高速道路開通に合わせた城陽市東部丘陵開発計画は中止を

京都府南部開発問題に関して伺います。

京都府と城陽市が進める東部丘陵埋め立て地の開発についてです。2023年の新名神高速道路開通に合わせ、長池先行整備地区の27区に、スマートインターと直結したプレミアム・アウトレットモールの誘致が計画されていますが、本来開発に頼っているのは住民が住みやすいまちづくりは出来ません。今やるべきことは、山砂利採取業者の違法砂利採取や産業廃棄物の不法持ち込みを容認したままにしないことです。山砂利採取後の埋め戻しとして本府が認定した10トンダンプ約3000台分の産業廃棄物を業者に自主撤去を求めたにもかかわらず、10年以上経っても撤去はわずか456台分しか進んでいません。保安林の復旧も完了していません。これらを放置したままの開発は許されません。

さらに、ネクスコ西日本が新名神高速道路ルート予定地の地盤調査を行った結果、陶器片、レンガ、木片、アスファルト片が深さ26メートルのところから出てきているのですから、プレミアム・アウトレットモールが行った土壌調査についても、府民に公表するよう求めるべきと考えます。そこでおたずねします。

こういった土壌汚染や、埋め戻しが進まない状況を放置してアウトレットモールの誘致による開発計画を進めることを市民はのぞんでいません。開発に頼らないまちづくりや違法砂利採取、産業廃棄物の不法持ち込みの問題からも、見直しが必要と考えます。がどうでしょうか。

また、城陽市の市民団体のみなさんが、東部丘陵の山砂利採取埋め立て地周辺を本年5月22日に地下水汚染について調査をおこなったところ、4ヶ所の民間井戸から環境基準値の20倍の数値を超える総水銀が検出されています。これを受けて5月29日に本府が行った追加調査でも総水銀が検出されていることが明らかになりました。城陽山砂利採取地整備公社が、砂利採取地内で行っている地下水モニタリング調査でも事業内地下水から、ホウ素、総水銀が長期にわたって検出されています。

そこで伺います。東部丘陵地の地下は、土壌も地下水も汚染されており、産業廃棄物を含むか安乳土砂との関係を究明すべきと考えますがどうでしょうか。また、基準値の15倍から25倍の水銀が検出された地下水の汚染に対する原因究明を行い、対策を講じる必要があると考えますが、どうですか。

南山城村メガソーラー計画は許可すべきでない

次に、米外資系企業が南山城村と三重県伊賀市の山林80ヘクタールのメガソーラー建設を計画している問題についてお聞きします。

建設計画をしている事業者は、三重県伊賀市島ヶ原地域の住民に対して、京都側の住民合意の手続きが終了したとする虚偽の説明会を行い、4自治会のうち1自治会と協定書が未締結にもかかわらず、9月5日京都府に、森林法に基づく林地開発許可の申請をしました。これに対して住民、弁護士、研究者の皆さんは9月11日に知事に対して認可手続きの中止を求める公開質問状を提出されています。また、南山城村の自然を守る会から知事に対し「京都府砂防指定地内行為審査技術基準」にもとづき太陽光発電所建設計画を許可しないよう要望書を提出されています。

南山城村の地域は昭和28年に54人もの人命を奪った「大水害」発生地です。水害や土砂災害の起こりやすい砂防指定地域であり、昨年の台風21号被害でも茶畑が崩壊し、家屋も流出した土砂に流される、という被害が発生しました。こうした地域で川を付け替えて、樹木を伐採し、ソーラーパネルを設置するというような計画は、再び西日本豪雨のような雨が降れば大災害に繋がることは目に見えています。

また、京都弁護士会の有志43名が連名で京都府と南山城村に対し、準絶滅危惧種ハッチョウトンボが生息していて、京都府文化財保護条例にもとづき環境保全地区として決定し、生息状況の実態調査や影響の評価などが終了するまで開発手続きを中止するよう求められています。

そこで伺います。京都府として南山城村におけるメガソーラー建設計画については、災害、水害、環境破壊防止の観点から問題があります。「京都府砂防指定地内行為審査技術基準」にもとづき太陽光発電所建設計画を許可すべきではないと考えますが、どうですか。

このたびのメガソーラー建設計画が認められると、なし崩し的に次々と自然が破壊され、歯止めが出来なくなります。知事の姿勢が問われていると考えますが、どのように受け止めておられますか、以上お答えください。

【知事・答弁】 城陽市東部丘陵埋立地の整備についてであります。東部丘陵地は、近畿圏と中京圏の中間の国土軸上の重要な位置を占める上に、まとまった用地を有しているなど大きなポテンシャルを持っており、その効果を府域全域に及ぼすためにも新名神高速道路の全線開通に遅れることなく、整備を進めていくことが重要だと認識しています。ただ、一方では過去に自然環境の荒廃による景観の悪化や保安林の違法開発などの問題が発生したことを踏まえ、環境への適切な対応を図りながら、土地の有効活用とのバランスを踏まえて事業を進めて行く必要あると考えております。このため、京都府においては城陽市と地元の砂利協同組合で山砂利採取地整備公社を設置して、東部丘陵地の修復整備や違法に開発された保安林の復旧などにしっかりと取り組むとともに、城陽市においても条例を制定して、無秩序な土地利用を防止して環境に配慮したまちづくりを進めているところでございます。こうした中で、長池先行整備地区においてアウトレットモールの立地が決定し、立地企業からは、地域活性化に貢献することを念頭に整備を進めると伺っており、京都府としても府南部地域を中心に府域全体の発展につながるプロジェクトとなるよう東部丘陵地の整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、搬入土砂の汚染についてであります。搬入土砂については、これまで一般社団法人城陽山砂利最終地整備公社が定期的に検査を行っており、土壤環境基準値以下であることを確認しております。土壤汚染対策法では、3000 平米以上の土地の形質変更が行われる際に、同法第 4 条の規定による届け出がされ当該としての掘削部分について、特定の有害物質による汚染状態が基準に適用しないことが明らかである場合などの省令に定める基準に該当すると認められる時に調査命令を発出出来ることとされております。現在、アウトレットモール等の開発工事は着工前ではありますが、事業者から届け出時に調査命令が必要かどうかの判断をすることになります。また、城陽市内の地下水調査については、これまで、山砂利採取地内は公社が土壤地下水の保全に係る審議会を設置し、専門家の意見を求めながら年 4 回 7 か所の井戸調査で調査モニタリングを継続しております。また、山砂利採取地外は京都府が府域全域の地下水のモニタリング計画にもとづき、これまで年 2 回、延べ約 80 か所で調査を実施しており環境基準超過の井戸があれば、その周辺井戸も調査しモニタリングを実施しております。本年 5 月にも、開発区域の外で基準超過井戸が見つかり、その周辺 25 井戸を追加調査した結果、5 井戸に基準超過が確認されましたが、いづれの井戸も飲用されておらず健康の被害の恐れはございません。その結果について専門家からは、「不明であるが 自然由来の可能性が高い」また「継続的に飲用しない限り健康影響のないレベル」との判断をいただいています。今後とも、環境省及び京都府の地下水モニタリングマニュアルに即して継続調査を実施するとともに、法令等に基づく指導や必要な調査を実施し、府民の安全安心の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、南山城村でのメガソーラー建設計画についてであります。森林の開発に関しては森林法上は災害防止機能の代替措置が技術的にクリアされておれば許可することとされております。そこで、京都府では地元との合意形成を重視した独自条例を制定し、事業者に対し開発計画に係る説明会の開催を義務付け環境保全の協定締結を求める厳しい姿勢で対応しているところでございます。本計画に関しても、2 年半にわたり説明会の開催などを指導し実施させ、協定についても計画地を含む 3 自治会とで締結されたところです。国道 163 号を挟んで隣接する 1 自治会との締結が残っているものの、村からは「村と事業者間で包括的な協定締結を予定しており本計画により将来の村づくりにとって用地の利活用が期待できる」。また、「事業者によって事業の安全性の確保担保がなされることを条件に許可することは適切」との意見が示されたところでございます。こうした村の意見を踏まえながら、各法令規制からの指導も行い、とりわけ砂防指定地内であることから事前協議の段階で砂防法に基づく審査基準により、造成計画を点検し 50 年に 1 回の確立で降る大雨にも対応できる防災措置や工事中の災害防止対策などを講じる計画となっていることを確認しています。今後、砂防指定地内行為許可申請が提出された時点で、改めて防災面の安全性をしっかりと審査することとしております。尚、事業者から林地開発許可申請の計

画書が提出され、その内容は法に基づく許可の審査基準を技術的に満たしていることを確認しましたが、さらに、森林審議会において厳格に審議をいただき最終判断をしてみたいと考えています。さらに、本件は環境影響評価 条例の対象ではありませんが、事業者が自主アセスを実施することから、京都府としても条例と同等に専門家の意見を聞いた上で、生物等への配慮について事業者に意見を送付したところです。事業開始後も継続的なモニタリング、定期的な報告を求め環境影響の提言を指導してまいります。平成 28 年 6 月からは対象事業限定せず、本件のようなメガソーラーを含む 50 ㊦以上の大規模開発事業を環境影響評価条例の対象としたところであり、引き続き開発に対しては適切に対応してまいります。

【森下・再質問】 城陽市東部丘陵地、山砂利採取埋め立て地で、深刻な地下水汚染が進んでいる。このまま放置することなく実態を明らかにし、必要な対策を講じることが緊急に必要です。先ほど答弁をいただきましたが、自然由来の可能性があると専門家の意見もおっしゃいましたが、原因は、人的可能性は否定できないという専門家の意見も一方であります。土壌汚染対策法の適用を含め、調査することを求めます。こういった問題が未解決のまま開発計画を進めることは許されません。毅然とした対応を求めますが、いかがですか。

2 つ目にメガソーラーの問題です。林地開発条例の手続きに沿っていません。住民の合意が完了していないもとで 9 月 5 日に申請をされています。これを京都府が受理したことは許せないことです。しかも、京都府砂防指定地内行為審査技術基準において、地下水が高く、浸透水及び湧き水の多い区域、軟弱な基礎基盤区域の盛り土が原則として禁止されているところです。住民から公開質問状が出されていますが、環境破壊を許さない立場で毅然と対応されることを求めます。

いま、地球規模で大災害が続いている中で、自然災害の怖さを痛切に国民は味わっているのです。条例を遵守しない進め方は認めるべきではありません。地域住民の命、暮らし、環境を守る立場に立って厳しく審査を進めていただきたいと思います。どうですか。

【知事・答弁】 山砂利採取地内の地下水の原因調査についてですが、これまでから公社が責任を持って実施し自然由来と評価されているところをございますけれども、さらに毎年の地下水等の調査結果を解析、評価しながら、さらに精度を高めてまいりたいと思っています。

メガソーラーの件についてでございますけれども、砂防指定地内におきまして造成工事等を行う場合、知事の許可また協議が必要となりまして京都府砂防指定地内行為審査技術基準に従いまして、工事中及び完成後の盛り土や切土等の造成計画、また、排水施設、調整池等の防災計画につきましても、厳しく厳格に審査していくことになると思っております。

【森下指摘・要望】 私の政治信条は、「住民がこの街にずっと住み続けたい」という願いを実現するために力を尽くすこととしてきました。自然環境保全、住民本位のまちづくり、暮らしを優先するまち、誰もが安心して住み続けられる地域づくりの立場から質問をしました。住民に寄り添った災害支援、災害を極力防ぐまちづくりを求めて質問を終わります。

【他会派の代表質問項目】

9月19日

■兔本和久（自民・木津川市及び相楽郡）

1. 社会資本整備の必要性について
(1)京都府域の高速道路ネットワークの整備について
(2)京都府南部地域の道路網整備について
2. 高速道路等のネットワークを活用したまちづくりについて
3. 文化庁移転について
4. 聴覚に障害がある方への支援について
5. 中高一貫校及び府立高校間の連携・交流について

■四方源太郎（自民・綾部市）

1. 今災害からの復旧と今後の防災対策について
2. 府庁組織の再編、再配置について
3. 南北間交通について

■松岡 保（府民・木津川市及び相楽郡）

1. 子育て環境日本一の取り組みについて
2. 防災対策について
3. 警察の災害時対応について

9月20日

■村井 弘（公明・宇治市及び久世郡）

1. 京都府北部・南部の洪水対策について
2. 学研都市での取組成果を活かした地域の特色ある産業集積について
3. 京都府保健医療計画、きょうと健やか 21 の山城医療圏での取組について
4. 水道施設の老朽化対策と経営安定化について
5. 府域における前方後円墳の発掘成果と活用について
6. 南部地域の高校教育と特別支援教育について

■磯野 勝（自民・向日市）

1. アリーナ・体育館等スポーツ施設の充実について
2. 都市農業の振興について
3. 食をキーワードとした観光戦略について
4. 府立高校生向けの留学支援について
5. 府営向日台団地の建て替えについて